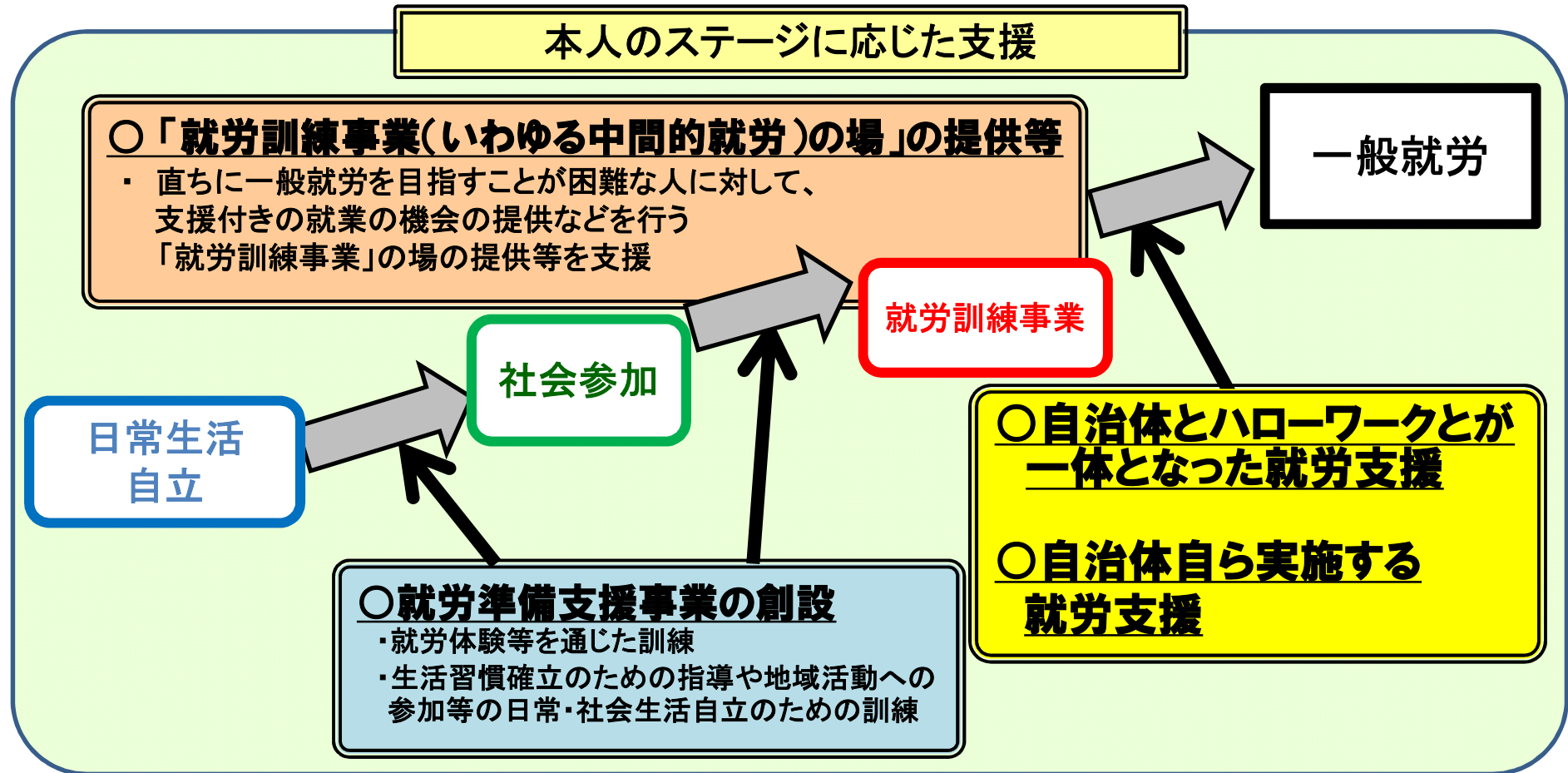


# 就労準備支援、就労訓練事業 ガイドラインについて

## 就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

## 生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会(平成25年12月10日)資料

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者と構成される就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟な働き方を認める必要がある者	就労訓練事業(中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。  
また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

# 就労準備支援事業について

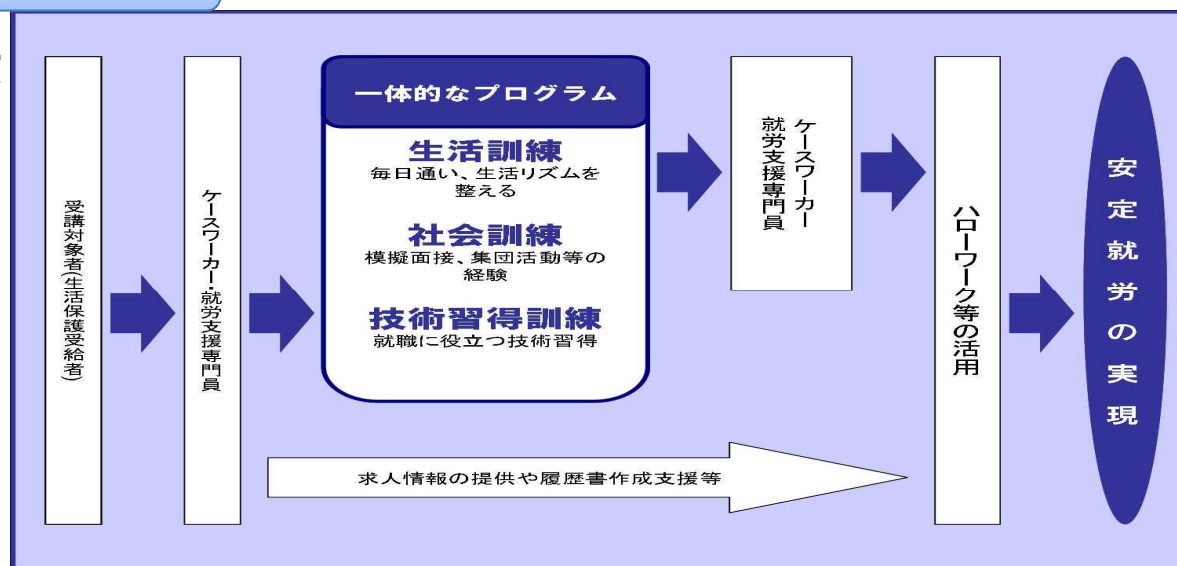
## 新事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を想定。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(生活自立段階)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会自立段階)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立段階)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

## 支援のイメージ(現行の取組例)【横浜市】

### 横浜市における就労意欲喚起事業 (就労準備のための訓練)

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。



## 期待される効果

- 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

# 【佐賀市】「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業の実施

- 佐賀市は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の推進等のモデル事業を一括してNPO法人スチューデント・サポート・フェイスに委託。
- スチューデント・サポート・フェイスは、これまで地域若者サポートステーション事業を実施してきた経験を活かし、対象者の状態や興味・関心に沿った「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業を実施。
- 支援の質的・量的調整を柔軟に行うことができるプログラムとすることで、多様な状態の対象者を受け入れを可能とするとともに、効果的な支援を実施。

## 就労準備支援事業の1月のプログラム

土・日・祝日を除き、ほぼ毎日複数のメニューを用意し、その中から個々の利用者のニーズに合ったものを選択・実施。

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
<p>★ボランティア ◎体験活動 ◆セミナー ■その他</p>		休館	休館	休館	休館	休館
6	7	8	9	10	11	12
■学習会 16時～18時			●農業体験 10時～ 【午前】 ●農業体験 13時30分 【午後】	★商店街清掃	休館	休館
13	14	15	16	17	18	19
休館		■スポーツ 14時～15時	●農業体験 10時～ 【午前】 ●農業体験 13時30分 【午後】	★巡回図書 8時20分～	休館	休館
20	21	22	23	24	25	26
■学習会 16時～18時		◆料理 11時～14時	●農業体験 10時～ 【午前】 ●農業体験 13時30分 【午後】	★商店街清掃	休館	休館
27	28	29	30	31		
■学習会 16時～18時		★車椅子清掃予定 13時15分～	●農業体験 10時～ 【午前】 ●農業体験 13時30分 【午後】	★巡回図書 8時20分～		

### 【支援内容】

- 初期段階の支援(生活自立支援訓練)
  - ・ 通所による生活習慣などの改善、臨床心理士との面談、定期面談による目標設定と振り返り等によって、健康・生活管理に関する意識の醸成を図る。
- 第2段階の支援(社会自立支援訓練)
  - ・ 就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への参加等を通じて、社会参加能力の取得を目指す。
- 最終段階の支援(就労自立支援訓練)
  - ・ 面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコン研修、キャリアコンサルタントによる相談支援、職場体験、ハローワーク等の利用に関する助言等を行うことで、就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

### 【支援期間】

初期・第2段階から開始→1年以内、最終段階から開始→6か月以内

### 【利用料・費用】

無料。ただし、食事代・交通費等の実費を徴収する場合あり。

### 【災害時の補償】

来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我については加入した民間保険等(通院1万円～、入院2万円～、死亡50万円等)で対応。

### 【工賃】

基本的に支払いなし(内職などで工賃が発生する場合は、事前に説明)。

# 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

## 新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

## 支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析（アセスメント）、行政による支援決定

### 就 労 訓 練 事 業

### 一 般 就 労

#### 支援付雇用型

#### 非雇用型

- ・ 訓練計画に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- ・ 就労支援担当者による就労支援・指導等

- ・ 雇用契約に基づく就労
- ・ 比較的軽易な作業を想定
- ・ 就労支援担当者による就労支援・指導等
- ・ 就労条件における一定の配慮（労働時間、欠勤について柔軟な対応）

- ・ 雇用契約に基づく就労
- ・ 必要に応じ、相談支援事業等によるフォローアップを実施

（課題の評価・分析（アセスメント）は約6ヶ月ごとに実施）

## 期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

# 生活困窮者自立支援法に基づくモデル事業（就労準備支援事業および就労訓練事業）実施に関するガイドラインの主な修正点

## 1. 就労準備支援事業

- 事業の趣旨を明確化。
- 実際の利用者が定員に満たない場合であっても、事業を行うことは可能である旨を明確化。
- 質量ともに、可能な限り効果的で多様な支援プログラムを検討するとともに、例えば、毎日複数のプログラムを用意し、その中から利用者のニーズに合ったものを選択できるようにすることが重要である旨を明確化。
- 工賃等については、就労体験において行った生産活動によって得られた収益から支出する（事業費からの支出は不可）旨を明確化。
- 就労準備支援担当者が対象者に同行し、当該担当者の指示の下、地域の協力事業者等の中で訓練として作業を行う場合に、当該協力事業主の職員が就労準備担当者を通さずに直接就労者に対して指示・管理を行わないこととしていたが、その際でも、技術的なアドバイスであれば実施可能である旨を明確化。

## 2. 就労訓練事業

- 都道府県知事等による認定の趣旨（支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されること等を確保するため認定を行うこと）を明確化。
- 利用者が行う作業に関する表現を「軽易な業務」から「対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた業務」に修正。
- 就労訓練事業における就労を雇用型で開始するか、非雇用型で開始するかについては、対象者の意向等を勘案して、自立相談支援機関が判断し、行政による支援決定を経て確定する旨を明確化。
- 支援スタッフが対象者に同行し、当該スタッフの指示の下、地域の協力事業者等の中で訓練として作業を行う場合に、当該協力事業主の職員が支援スタッフを通さずに直接就労者に対して指示・管理を行わないこととしていたが、その際でも、技術的なアドバイスであれば実施可能である旨を明確化。

※ その他、生活困窮者自立支援法の成立を踏まえ、法律に規定された文言に改めるなど形式的な整備を行った。

# 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン（平成26年度）の概要

（平成26年4月1日付事務連絡）

## 1. 事業の趣旨

- 生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援。
- 実施主体は福祉事務所設置自治体。民間事業者への委託も可能。

## 2. 対象者像について

- 最長で1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、「就労の意思又は能力が希薄である」「決まった時間に起床・就寝できない、昼夜逆転している等、生活習慣の形成・改善が必要である」「コミュニケーション能力等、社会参加能力の形成・改善が必要である」等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者を想定。
- 具体的には、自立相談支援機関におけるアセスメントの中で、一般就労に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、行政による支援決定を受けた者が対象。
- 公費を投入して実施するものであるため、対象者について一定の資産・収入要件を設定（ただし、モデル事業においては資産・収入要件は設定しない。）。

## 3. 支援の実施について

- ①生活自立支援（定時通所の促し、生活習慣形成のための計画作成等）、②社会自立支援（挨拶の励行など基本的コミュニケーション能力の形成、ボランティア活動への参加等）、③就労自立支援（就労体験、模擬面接、履歴書の作成指導等）を実施。支援を行うに際し、「就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成。
- 実施期間については、概ね次のとおり。
  - ・ 生活自立支援段階・社会自立支援段階からのスタート → 1年以内
  - ・ 就労自立支援段階からのスタート → 6ヶ月以内
- 実施方法については、通所方式と合宿方式を想定。



#### 4. 就労体験における留意事項について

- 就労準備支援事業における就労体験は、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約の関係にないもの（作業に従事するか否かは、対象者の自由）。
  - ※ あらかじめ、対象者本人の自由意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化。
  - ※ 作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、一般就労を行っている者と明確に区分することが必要。
- したがって、労働基準法をはじめとした労働関係法令は適用されないが、安全衛生面、災害補償面については、就労体験についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うことが必要。
- また、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

#### 5. 支援終了後の自立相談支援機関・ハローワーク等との連携について

- 就労準備支援事業者は、支援終了後、自立相談支援機関に状況を報告するとともに、対象者が一般就労に就くことができるよう、ハローワークを含む関係者と連携を図る。
- 支援終了後、なお一般就労に就くことが困難な者が就労訓練事業の利用を希望する場合には、円滑に就労訓練事業の利用が行われるよう、就労訓練事業所に当該者が重点的に改善すべき点について情報提供を行うなど必要な支援を行う。

# 生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業のモデル事業実施に関するガイドライン（平成26年度）の概要

（平成26年4月1日付事務連絡）

## 1 事業の趣旨

- 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。
- 就労訓練としての就労形態は、①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と、②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（雇用型）の二つを想定。

## 2 対象者像

- 自立相談支援機関のアセスメントにおいて、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を認める必要があると判断され、行政による支援決定を受けた者が対象。

（例）いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

## 3 事業の在り方

- 就労訓練事業について、適切な内容の支援が行われる必要があること、また、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）とならないよう留意する必要があることから、就労訓練事業所は、支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されること等を確保するため、法の規定に基づき、その事業内容、就労支援内容等が適切である旨の都道府県知事等の認定を受けることとなる。（モデル事業においては、実施自治体が確認）。

## 4 就労内容

- 就労訓練事業においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態等に応じた作業を割り当てるのが適当。
- また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとする必要がある。
- 適切な訓練の実施を確保するため、対象者ごとに就労支援プログラムを作成。就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新を行う。

## 5 対象者の就労条件

- 就労訓練を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援機関が判断し、行政による支援決定を経て確定。
  - ※ 非雇用型として就労訓練事業の利用を開始した場合であっても、定期的にあセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行う必要がある。
- 雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。
- 一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自発的意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。
  - ※ 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。
- また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
- さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。